



医療費助成のお知らせ

●北海道医療給付助成事業の受給者の皆さんへ

重度心身障がい者、ひとり親家庭等、乳幼児等の各医療費助成を受給している方がお持ちの受給者証の有効期限が7月末となっています。8月から使用いただく受給者証を7月下旬に郵送しますのでお知らせします。

なお、助成区分は令和2年度の世帯の町・道民税の区分で決定されます。受給者の方で所得申告をされていない方は、至急手続きをお願いします。

■各医療費助成内容（受給者の医療機関窓口での負担割合です）

助成区分	町・道民税が非課税の世帯 受給者証に『○初』と印字しています	町・道民税が課税の世帯 受給者証に『○課』と印字しています
各医療費 助成共通	医科の場合：初診料 580 円を窓口で負担 歯科の場合：初診料 510 円を窓口で負担 柔整の場合：初診料 270 円を窓口で負担 （柔整の初診料については、重度・ひとり親医療費助成のみ）	窓口1割負担 ■ 1か月の自己負担額 ■ 入院+外来 57,600 円 外来のみ 18,000 円

- ① 3歳未満の子は、世帯の町道民税の区分にかかわらず非課税世帯の区分にて助成します。
- ② ひとり親家庭等の親は、入院および訪問看護のみ適用となります。
- ③ 訪問看護は助成区分に関係なく1割負担となります。
- ④ 受給者証は、道内すべての医療機関でご使用いただけます。受給者証を提示せず受診した時は、申請すると差額分が助成されますので、領収書・健康保険証・受給者証・印鑑・通帳（口座情報のわかるもの）をご持参のうえ申請してください。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121



介護保険料が軽減されます

令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられたことに伴う社会保障の充実策として、消費税による公費を投入し、第1号被保険者（65才以上の方）で町民税世帯非課税（保険料所得段階：第1段階～第3段階）の方の介護保険料が次のとおり軽減されます。

なお、第1号被保険者の皆さんに対する令和2年度介護保険料の決定通知は、7月10日に送付予定ですので、安定した介護保険事業の運営のため、納付について引き続きご理解とご協力をお願いします。

《令和2年度の介護保険料》

保険料所得段階	対象者	割合	年額保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で町民税世帯非課税 町民税世帯非課税でその他合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方 	【軽減前】基準額×0.345 ↓ 【軽減後】基準額×0.27	【軽減前】23,900円 ↓ 【軽減後】18,700円
第2段階	町民税世帯非課税 第1段階対象者以外で、その他合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の方	【軽減前】基準額×0.535 ↓ 【軽減後】基準額×0.41	【軽減前】37,100円 ↓ 【軽減後】28,400円
第3段階	町民税世帯非課税 第1段階対象者以外で、その他合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	【軽減前】基準額×0.735 ↓ 【軽減後】基準額×0.71	【軽減前】51,000円 ↓ 【軽減後】49,300円
第4段階	町課税世帯 本人が町民税非課税でその他合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.97	67,300円
第5段階	町課税世帯 本人が町民税非課税でその他合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える方	基準額×1.00	69,400円
第6段階	町民税本人課税 合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.24	86,100円
第7段階	町民税本人課税 合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.39	96,500円
第8段階	町民税本人課税 合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.68	116,600円
第9段階	町民税本人課税 合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.82	126,400円
第10段階	町民税本人課税 合計所得金額が400万円以上の方	基準額×1.90	131,900円

※第1段階～第5段階の「対象者」欄中、その他合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。

※基準額は、「基準月額5,788円×12か月」です。

問合せ 保険課 介護保険グループ ☎21-2119